第５号様式（第３条第１項、第４条及び第５条）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 公園用

適合状況一覧表

※　この適合状況一覧表は、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第７をもとに作成したものです。

↓ 対象となる整備項目にチェックをしてください。　「適合・不適合」、「あり・なし」はいずれかに○をしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 整備項目 | チェック項目 |
| □ １　出入口 | (1)　 出入口のうち２以上は、次に掲げるものでなければならない。 |
|  | ア　幅は、120㎝以上とすること。 | 　　　　㎝ |  |
| イ　車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち１以上は、90㎝以上とすること。 | 　　　　㎝適合・不適合 |  |
| ウ　出入口からの水平距離が150㎝以上の水平面を確保すること。 | 適合・不適合 |  |
| エ　オに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 | 段(高低差)あり・なし |  |
| オ　地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、４の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 |
|  | ［４の項に定める構造の傾斜路］ |
|  | ４(1)　幅は、120㎝以上とすること。 | 　　　　㎝ |  |
|  | ４(2)　縦断勾配は、８％以下とすること。 | 　　　　　％ |  |
|  | ４(3)　横断勾配は、設けないこと。 | 適合・不適合 |  |
|  | ４(4)　路面は、滑りにくい仕上げとすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ４(5)　高さが75㎝を超えるものにあっては、高さ75㎝以内ごとに踏幅が150㎝以上の踊場を設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ４(6)　両側に、次に掲げる手すりを設けること。 |
|  |  | ア　高さ75㎝以上85㎝以下のものと高さ65㎝のものとを併設すること。 | 適合・不適合 |  |
|  |  | イ　踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。 | 適合・不適合 |  |
|  |  | ウ　握りやすい形状とすること。 | 適合・不適合 |  |
|  |  | エ　手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 | 適合・不適合 |  |
|  | ４(7)　傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 | 適合・不適合 |  |
|  | カ　路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 | 適合・不適合 |  |
| キ　出入口を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造の蓋を設けること。 | 適合・不適合 |  |
| ク　歩道上から出入口に至る経路には、次に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 |
|  | (ｱ)　大きさは、縦横それぞれ30㎝又は40㎝とすること。 | 　　　　㎝ |  |
| (ｲ)　色は、原則として黄色とすること。 | 適合・不適合 |  |
| (ｳ)　材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。 | 適合・不適合 |  |
| (ｴ)　形状は次のとおりとすること。 |
|  | ａ　突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとすること。 | 適合・不適合 |  |
| ｂ　移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ｃ　視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (2)　(1)に定める構造の出入口以外の出入口に段が生じる場合は、３の項(1)から(6)までに定める構造に準じたものとしなければならない。 | あり・なし |  |
|  | ［３の項(1)から(6)までに定める構造］ |
| ３(1)　両側に、次に掲げる手すりを設けること。 |
|  | ３(1)ア　高さ75㎝以上85㎝以下のものと高さ65㎝のものとを併設すること。 | 適合・不適合 |  |
| ３(1)イ　踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。 | 適合・不適合 |  |
| ３(1)ウ　握りやすい形状とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ３(1)エ　手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 | 適合・不適合 |  |
| ３(1)オ　手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。 | 適合・不適合 |  |
| ３(2)　回り段でないこと。 | 適合・不適合 |  |
| ３(3)　踏面は、滑りにくい仕上げとすること。 | 適合・不適合 |  |
| ３(4)　段鼻には、滑り止めを設けること。 | 適合・不適合 |  |
| ３(5)　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ３(6)　蹴込板を設けること。 | 適合・不適合 |  |
| □ ２　通路 | 通路のうち１以上は次に掲げるものとし、１の項(1)に定める構造の出入口に接続しなければならない。 |
|  | (1)　幅は、180㎝以上とすること。 | ㎝ |  |
| (2)　(3)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 | あり・なし |  |
| (3)　地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、４の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 | 適合・不適合 |  |
|  | [３の項に定める構造の階段]２の項に定める構造の通路に階段を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。 |
| ３(1)　両側に、次に掲げる手すりを設けること。 |
|  | ３(1)ア　高さ75㎝以上85㎝以下のものと高さ65㎝のものとを併設すること。 | 適合・不適合 |  |
| ３(1)イ　踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。 | 適合・不適合 |  |
| ３(1)ウ　握りやすい形状とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ３(1)エ　手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 | 適合・不適合 |  |
| ３(1)オ　手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。 | 適合・不適合 |  |
| ３(2)　回り段でないこと。 | 適合・不適合 |  |
| ３(3)　踏面は、滑りにくい仕上げとすること。 | 適合・不適合 |  |
| ３(4)　段鼻には、滑り止めを設けること。 | 適合・不適合 |  |
| ３(5)　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ３(6)　蹴込板を設けること。 | 適合・不適合 |  |
| ３(7)　階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 | 適合・不適合 |  |
| ３(8)　４の項に定める構造の傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。 | 適合・不適合 |  |
|  | ［４の項に定める構造の傾斜路］ |
| ４(1)　幅は、120㎝以上とすること。 | ㎝ |  |
| ４(2)　縦断勾配は、８％以下とすること。 | ％ |  |
| ４(3)　横断勾配は、設けないこと。 | 適合・不適合 |  |
| ４(4)　路面は、滑りにくい仕上げとすること。 | 適合・不適合 |  |
| ４(5)　高さが75㎝を超えるものにあっては、高さ75㎝以内ごとに踏幅が150㎝以上の踊場を設けること。 | 適合・不適合 |  |
| ４(6)　両側に、次に掲げる手すりを設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ４(6)ア　高さ75㎝以上85㎝以下のものと高さ65㎝のものとを併設すること。 | 適合・不適合 |  |
| ４(6)イ　踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。 | 適合・不適合 |  |
| ４(6)ウ　握りやすい形状とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ４(6)エ　手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 | 適合・不適合 |  |
| ４(7)　傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 | 適合・不適合 |  |
| ３(9)　階段の上端及び下端に近接する通路の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、別表第４の３の項(8)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。 | 適合・不適合 |  |
|  | [別表第４の３の項(8)に定める構造] |
| ４\_３(8)ア　大きさは、縦横それぞれ30㎝又は40㎝とすること。 | ㎝ |  |
|  |  | ４\_３(8)イ　色は、原則として黄色とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ４\_３(8)ウ　材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ４\_３(8)エ　突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとすること。 | 適合・不適合 |  |
| (4)　縦断勾配は、５％以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、８％以下とすることができる。 | ％ |  |
| (5)　横断勾配は、１％以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、２％以下とすることができる。 | 　　　　　％ |  |
| (6)　路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。  | 適合・不適合 |  |
| (7)　通路から広場等へ出入りする部分に段が生じる場合は、８％以下の勾配ですりつけることとし、切下げ部分の幅は120㎝以上とすること。 | あり・なし勾配　　％　幅　　　㎝ |  |
| (8)　通路を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造の蓋を設けること。 | 適合・不適合 |  |
| □ ５　駐車場 | (1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち１以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の１を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の１を乗じて得た数に２を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車の駐車のための駐車場については、この限りでない。 | 総駐車台数　　　台中　　　　台 |  |
| (2)　車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。 |
|  | ア　幅は、350㎝以上とすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | イ　奥行きは、600㎝以上とすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ウ　車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設である旨の表示を行うこと。 | 適合・不適合 |  |
|  | エ　２の項に定める構造の通路に近接した場所に設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | オ　車いす使用者用駐車施設から２の項に定める構造の通路に至る経路は、同項に定める構造とすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | カ　水平な場所に設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | キ　道路から駐車場に通ずる出入口には車いす使用者用駐車施設がある旨を見やすい方法により表示すること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ク　車いす使用者用駐車施設を設けた駐車場は、道等から車いす使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を行うこと。 | 適合・不適合 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| □ ６　附帯設備 | (1)　ベンチを設ける場合は、高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設け、両端に手すり又は大きめの肘掛けのあるものを２以上設けなければならない。 | 適合・不適合 |  |
| (2)　野外卓を設ける場合は、別表第４の６の項(2)に定める構造としなければならない。 |
|  | [別表第４の６の項(2)に定める構造] |
|  | ４\_６(2)　野外卓を設ける場合は、天板の下部に高さ65㎝以上70㎝以下、奥行き45㎝程度のスペースを設けなければならない。複数の野外卓を設ける場合は、それぞれ220㎝以上の間隔を空けなければならない。 | 適合・不適合 |  |
| (3)　水飲場を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。 |
|  | ア　高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設けること。 | 適合・不適合 |  |
| イ　車いす使用者が円滑に利用できる高さとし、周囲には車いす使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。 | 適合・不適合 |  |
| ウ　水栓は、レバー式その他高齢者、障害者等が利用しやすい構造とすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | エ　１以上は、２の項に定める構造の通路に接続すること。 | 適合・不適合 |  |
| (4)　自動販売機、券売機、現金自動預入・支払機等を設ける場合は、１以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。 |
|  | ア　前面には、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。 | 適合・不適合 |  |
|  | イ　操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。 | 適合・不適合 |  |
| □ ７　掲示板及び標識 | 掲示板及び標識を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。 |
|  | (1)　大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとすること。 | 適合・不適合 |  |
| (2)　高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。 | 適合・不適合 |  |
| (3)　高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。 | 適合・不適合 |  |
| (4)　照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。 | 適合・不適合 |  |
| (5)　掲示板及び標識の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。 | 適合・不適合 |  |
| (6)　１の項から６の項までに定める構造の公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち１以上は、１の項に定める出入口の付近に設けること。 | 適合・不適合 |  |